

平成30年度 第9回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年11月12日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年11月12日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	平成30年11月12日 午後2時25分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに	議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
欠席委員 出席 21名 欠席 5名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	×	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	×	20	濱田 定武	×
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	×	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	×	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	15番 石山 孝史郎 16番 落合 武士					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 山本祐二 参事 大岩亜記					
議事日程	<p>日程第1 会議録署名委員の指名</p> <p>日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>日程第3 報告第2号 許可不要転用届について</p> <p>日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について</p> <p>日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第11回)の決定について</p>					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは開会いたします。御起立ください。礼。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。雨の日になっておりますけれども、日に日に、雨が降りますと寒くなりますので、体調管理には万全を期してもらいたいと思います。また、農業委員会活動の行事もたくさん入っておりますので、体調管理には、よろしくお願ひします。ただいまの出席委員は21名です。濱田委員、藤本委員、上野委員、中村委員、豊永委員から欠席の届けが出ております。定足数に達していますので、平成30年度あさぎり町農業委員会第9回総会を開会いたします。ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定により、15番石山孝史郎委員、16番落合武士委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは報告致します。資料2ページ目左側をご覧ください。今回は3件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号63番と65番が第三者貸し付けのため、申請番号64番が所有権移転のため、となっております。以上、報告を終わります。

日程第3 報告第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、許可不要転用届1件について報告します。資料は2ページ右側から4ページになります。申請番号8番について、町内の個人の方で地目は畑、現況は一部宅地課税となっているとのことです。一筆で面積が計1,619㎡のうち200㎡を、3ページ右側始末書にあります通り、申請人の父の代に約100㎡弱を許可不要届を知らず機械小屋を建てており、税務課の方では現況把握して宅地並み課税と扱ってございましたが、今後も農機具置き場などが必要なため、以前の分も含めて北側の200㎡を許可不要届を出されているものです。現地は主要地方道錦湯前線、榎田公営住宅のところから北へ200mの辺りになります。農業用施設用地に用途変更もなされており、面積も200㎡で周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断いたします。以上報告を終わります。

日程第4 報告第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい。それでは報告いたします。資料は5ページ目左側からご覧ください。今回は2件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、農地所有適格法人経営概要表を掲載しております。以上、報告を終わります。

日程第5 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（船津 宏君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は6ページ右側からになります。今回は所有権移転5件の審議をお願いいたします。まず申請番号14番ですが、資料は7ページから10ページ左側になります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳、現況ともに田。面積が49㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で無償となっております。譲受人は申請地に水稻を作付予定です。次に申請番号15番ですが、資料は10ページ右側から13ページ右側の地図までになります。譲渡人は県内の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。譲受人は、申請番号15番から17番までは同一の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも田です。面積は245㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、反当たり40万円となっております。譲受人は、申請地に米を作付の予定です。次に、申請番号16番ですが、資料は14ページから17ページ左側の地図になります。譲渡人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳・現況とも田です。面積は2筆で合計の2,481㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で反当たり40万円となっております。譲受人は、申請地に米を作付と聞いております。続きまして申請番号17番ですが、資料は17ページ右側から20ページの地図になります。譲渡人は町外の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は378㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、反当たり40万円となっております。譲受人は、申請地に米を作付予定です。次に申請番号18番ですが、資料は21ページから24ページの地図になります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は901㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、全体で50万円となっております。譲受人は、申請地に里芋、甘藷、その他野菜などを作付される予定です。以上農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。以上、説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号14番については16番委員の落合委員、申請番号15番から17番について14番委員の的射場委員、申請番号18番について25番委員の重信委員から、これより説明報告をお願いします。

○**16番委員（落合 武士君）** はい、16番委員の落合です。資料は7ページから10ページになります。午前中現地に行って確認したところ、場所は元深田中学校東の道沿いの田んぼになっておりました。譲渡人に確認したところ、換地の際49㎡だけが残っており、その譲受人のところと合致していたそうです。ので無償で所有権を移転するされるということを確認しております。以上です。

○**14番委員（的射場 洋一君）** 14番的射場です。15番16番17番の案件について、関連性がありますので一括で説明させていただきます。午前中、会長以下調査班で確認を行ってまいりました。まず場所になりますが、13ページの地図をご覧ください。右側になります。まずは15番の案件、場所ですが、おかどめ幸福駅から大体100メートル少々西側の線路沿いになります。この土地と16番の地番が1195、面積1,131㎡のが地続きというか1枚の圃場になっておまして、その中間まで合わせて1区画ということになっております。ですので所有権移転した後にその間の所有者、土地の所有者の方との協議することになると思いますが、現状問題なさそうです。契約についても、手続きはちゃんとされるものと思っております。1215の1、1,350㎡の方ですが、これはそこから少々西に行きまして、元今村建設の事務所があったところのすぐ南側になります。現況は、台帳は田になっておりますが、10年以上牧草地として貸しておられまして、今はまだ何も作られてない状況です。それから17番の案件ですが、これはそこ16番の方から、更に西に行きまして住宅地と裏手になります。台帳畑ですが、現況は少々今荒れておまして、譲

渡人の方が、定期的に整備はされておったんですが、今回屋敷、家の方も手放されまして、付属していた農地として畑も譲りたいということで、今回15番16番の案件で譲受人となった方に一括で譲りたいということでした。譲受人の方についてなんですが、ちょうど17番16番の案件の中間の位置で、以前より農地の管理のほうを任されて、3条で権利移転を受けられておりますので、管理そのものについては問題ないかと思われまます。また、先ほど説明の一部にあった水稻作付をという話でしたが、これについては本人に意向確認したところ、畑地もあるのでその場合は三島柴胡なり何なりの作物にも取り組んでみたいというところ、計画はされているそうです。以上、問題はなさそうだということで判断しております。審議のほどよろしくをお願いします。

◎25番委員（重信 洋一君） 25番重信です。18番の案件について説明します。場所はですねえ、JAの今井倉庫、免田駅から来て上村の方に行く道のJAの今井倉庫であります、それから100mぐらい上村寄りに行った方で、白崎商店の前になります。きれいに畑は野菜とか作ってありまして、非常によく管理されておりましたので問題ないと思います。審議方よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、農地法第3条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号14番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。最初に申請番号14番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号14番の案件については、許可することに決定しました。次に申請番号15番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

◎2番委員（橋口 丈一君） 譲受人は築地の方ですが、だいぶ遠かいですよな。小型特殊でそこまで行くには、たいがい遠かろうと思いますが、何かその親戚か何かあったですか。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局。

◎2番委員（橋口 丈一君） 築地からそこ永才までかなり遠いし、譲受人の方は小型特殊ですからかなり遅いスピードであそこまで行かんば、私も近くに作って良く分かつとですよ。国道通ったりせんばんで大変ですもんね。ですから親戚にでもあたるのかな。自分ので作ってもらうのだろうか。そういう事は判らないよね。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。記載のとおり通作距離は4キロということで、将来的には集約されるんだらうと思うんですが、現時点では、譲り渡しのあるところについて、広げられているっていうふうに、把握しておりますけど。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいでしょうか。

◎2番委員（橋口 丈一君）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは、質疑は、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号15番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号15番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって申請番号16番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○24番委員（平川 勇君） 24番平川です。18ページの譲り渡し人の住所、中ほどなんですが住所の欄に熊本市と書いてありますが、熊本県の誤字なんですけど。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、ですね。18ページの中程の譲り渡し人の住所が、熊本市人吉市になってました。熊本県ですね。鬼木町が抜けてたのは、気づいて入れたんですけど、訂正しておきます。熊本県人吉市鬼木町1530番地4です。すいません、ありがとうございます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、ありがとうございました。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号17番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって申請番号18番の案件については、許可することに決定しました。

日程第6 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は25ページからになります。今回は4件の審議をお願いいたします。最初に申請番号13番ですが、資料は25ページ右側から31ページ左側にかけてになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地としましては2筆で、地目、現況ともに田。転用面積が合計1,283㎡となります。移転する内容としましては所有権移転で、転用の目的は26ページ右側の事業計画書にあるとおり、譲受人が申請地を譲り受け、親族、御主人ですけれども、経営する運送会社に賃貸をして、今回この運送会社で、フルトレーラートラックを新規に導入することから、現在使用している駐車場が手狭になり、特大車両となりますので非常に交通が往来が難しく、また通学路でもあるため、申請地を新たにトラック等の駐車場として利用するものです。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域外ですが、27ページから28ページの地図と、31ページに農地の集団性の図を示しておりますけれども、現地は第3種農地に近接する区域にあるその規模がおおむね10ヘクタール未満。すいません、これ以下と書いてますけども、10ヘクタール未満の区域内にある農地として、第2種農地となります。戻りまして28ページの右側に、利用予定の配置図を載せております。申請地は状況が窪地となっております、通常でも水が溜まっておるような状況ですけれども、これを埋め土造成をして周囲への影響がないよう配慮し、雨水は周囲の井溝と道路側溝に排水の予定です。現地

は国道219号線から約200メートル南東の、井口川西田橋西側になります。26ページから27ページにかけて事業計画書と資金計画書。29ページから金融機関の残高証明、土地改良区の意見書。30ページに賃貸先との契約書を掲載しております。他に適切な代替地もないことなどから、転用可能と判断をいたします。次に、申請番号14番。資料は、31ページ右側から38ページにかけてになります。譲渡人及び譲受人は、ともに町内の個人の方で親子関係となります。転用する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑となっております。転用面積が967㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転の無償贈与で、転用の目的は個人住宅、農家住宅の建築によるものです。33ページから事業計画書、資金計画書。35ページに建築会社の融資証明と、その取引金融機関の残高証明を掲載をしております。現地は主要地方道多良木相良線の約250メートル北。吉井軽スポーツセンターの南250メートルの辺りとなります。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域外の地で、37ページ右側の図にあります通り、一団の農地内にある1種農地に該当しますが、申請地は不許可の例外である集落接続要件を満たしており、個人住宅、農家住宅として利用し、現在の住まいが娘世帯との同居により手狭になっており、申請人の作業場にも近く農作業の効率性などからも適地であり、転用可能と判断しました。次に、申請番号15番。資料は38ページに側から44ページにかけてです。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地としましては2筆で、地目は台帳上田。現況は畑で休耕地状態ですが、今朝の現地調査の段階ではカボチャが見られておりました。転用面積が2筆で、合計の715.75㎡となります。移転する契約としましては所有権移転で、転用の目的は個人住宅の建築によるものです。現地はJAくまあさぎり支所の南東約70m、あおぞら幼稚園の北100mの辺りです。申請人は現在借家住まいですが、長女の小学校入学を機に、住宅建築を計画したとのこと。なお、現地が袋小路の1番奥にあることから、車の転回スペースと、店舗つき住宅として整体業もなされる予定で、お客用の駐車場も必要なことから、全体で715㎡となっておりますけれども、42ページの右側の図にありますように、住宅用の面積、住居スペースとしては420㎡となっております。このような特殊な事情がある場合には、概ね500㎡を上回る場合でも、転用許可できることについては、県の方に確認をしております。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域外の土地で、44ページ左側の図にありますように、一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、申請地は不許可の例外の集落接続要件を満たしており、個人住宅として利用しほかに代替地もないことから、転用可能と判断しました。次に申請番号16番ですが、資料は44ページ右側から51ページになります。譲渡人は郡内の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。転用する土地としましては2筆で、地目は台帳上畑と田。それぞれ畑と田で、現況は休耕地で一部竹林となっております。転用面積が2筆で計331㎡となっております。48ページの地図にありますように、申請地の南側にある宅地とあわせて宅地造成化する予定で、敷地面積は合計で523㎡となる予定です。移転する契約としましては所有権移転で、転用の目的は個人住宅の建築によるものです。現地は、フルーティロードの元霧の駅があった交差点のすぐ東で、須恵文化ホールから北に600メートルの辺りです。申請人は、現在借家に住んでおりますが、両親の面倒を見ることから実家にも近く、保育園や小学校にも近いことから申請地を選定しております。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域外の地で、50ページの図面にありますように、10ヘクタール以上の一団の農地内にある第1種農地に該当いたしますが、申請地は不許可の例外の集落接続要件を満たしており、個人住宅として利用し他に代替地もないことから、転用可能と判断いたしました。50ページの右側にですね、土地代替性検討表とその図面を51ページの左側に掲載をしておりますが、第1種農地及び第2種農地をこのような形で転用する場合にはこれらの土地代替性検討等が求められているものです。通常はですね内部資料ということで、総会資料には掲載をしておりませんでしたけれども、今回は申請人がですね自発的に作成されてきておりましたことと、委員の皆様にも参考までにこの件についてのみ掲載をしております。1番左下が今回転用申請地で、真ん中

が第1候補地で1番上のナンバー2が第2候補地ということです。申請地の他にですね農地以外の雑種地とか宅地とか、そういうところではだめだったのかっていうことをきちんと審査した上で、ほかに代替地がないということで申請手続をするようにということになっておりますので、こういう手続を通常も組んでおりますので、参考までに御紹介を兼ねて掲載をしておるところです。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号13番の案件について21番委員の宮原委員より、申請番号14番の案件について14番委員的射場委員より、申請番号15番の案件について25番委員の重信委員より、申請番号16番の案件については10番の恒松委員より、報告をお願いします。

○21番委員（宮原 久子君） はい、21番宮原です。13番の案件について報告いたします。資料は25ページから30ページまでです。場所は国道219号線を多良木方面へと向かいますと、右側にハロー免田店がございます。そこを右折して200mぐらいの右側道路沿いでもございました。現況は田ですが、現在は何も作付利用されていない状況です。変形農地でございますがトラック、トレーラーの駐車場として利用されます。排水にも問題ないと見てきました。審議方よろしくお願ひいたします。

○14番委員（的射場 洋一君） 14番的射場です。14番の案件について説明いたします。場所は事務局の説明にありましたが、免田地区吉井の軽スポーツセンターから南に向かいまして、住宅地と農地の継続したところの丁度境目になります。現況は地目は田となっておりますが、現在牧草ロール等が置いてあります。空いたところはきれいに草も刈ってありましたので、適切に管理されてると思います。今回譲受人の方が自宅に酪農されておりますが、その牧場からほど近いところに農家住宅を建てるとということで、申請されたものです。農家住宅ですので、通常の個人住宅ですと500㎡のところを1,000㎡まで可能ということで決まっておりますので、そのルールに従って確認いたしました。設計の問題なさそうです。分筆もちょうとされておりますので問題はないかと思ひます。以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○25番委員（重信 洋一君） 25番、重信です。15番の案件について説明します。場所はJAくまのあさぎり支所の前の道をちょっと役場の方から行って先に行き、共済組合がありますね。あの通りを上がっていただきまして、50mぐらい行った農協通りより50mぐらい行ったところから左に行き1番奥です。現況は田となっておりますが、もう水も当たらん、当てられんようにしてあり、今カボチャを植え付けてありまして何らほかに支障はないようですので、審議方よろしくお願ひいたします。

○10番委員（恒松 純生君） 10番恒松です。申請番号16番について説明いたします。資料は44ページから51ページまでです。場所は須恵文化ホールの横の道路を北側に行きますと、フルーティーロードに突き当たります。十字路のすぐ東側のところ。畑が162㎡、田が169㎡で畑の方は竹を切って積んでありましたが、田の方は竹が生い茂ってとても耕作される状態ではないところです。中央に用水路が通っており、それから隣に住んでおられない住宅があります。そこまでの売買の金額ということで、面積が523㎡になっております。審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号13番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号13番の件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、申請番号13番の案件については許可することに決定しました。次に申請番号14番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号14番の案件について採決します。許可することに賛成の方の、挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号14番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号15番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号15番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって、申請番号15番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって申請番号16番の案件については、許可することに決定しました。議案第3号、農地利用集積計画(第11回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐(山本 祐二君) 資料は53ページからご覧ください。申請番号346番から385番までは、期間満了に伴う貸貸借権の再設定です。申請番号386番から389番は、期間満了に伴う転貸による貸貸借権の再設定です。申請番号390番から394番は、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は55ページ右側からご覧ください。今回の申請は4件で、申請番号62番から63番までは、相手方の要望により熊本県農業公社が買い入れするものです。申請番号64番、65番は公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号62番の買い入れ価格は10アール当たり45万円です。申請番号63番の買い入れ価格は、10アール当たり66万6,667円です。申請番号64番の買い入れ価格は、10アール当たり40万8,000円です。申請番号65番の買い入れ価格は、1、2段目の土地が10アール当たり63万7500円、3段目の土地が10アール当たり40万8399円となっております。以上の件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。56ページから60ページにかけて申請地、位置図、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表等を載せております。なお申請位置図は62番、63番農地のみ掲載しております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第3号、農用地利用集積計画(第11回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画(第11回)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。
これで、本日の日程をすべて終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町農業委員会第9回総
会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） ご起立ください。 礼。

閉会 午後2時25分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 15番 石山 孝史郎

あさぎり町農業委員会 署名委員 16番 落合 武士